国立大学法人高知大学構内交通規則

（平成29年２月20日
規　則　第　５４　号）

最終改正　令和７年３月31日規則第128号

（目的）

第１条　この規則は、国立大学法人高知大学構内（以下「構内」という。）における自動車及び二輪車（以下「車両」という。）の交通規制に関し必要な事項を定め、もって構内における交通の安全及び良好な教育研究診療環境の確保を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この規則は、次に掲げる各団地に適用する。

(1)　朝倉団地（朝倉南団地を含む。以下同じ。）

(2)　岡豊団地

(3)　物部団地

(4)　小津団地

(5)　宇佐団地

（定義）

第３条　この規則において「自動車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車、原動機付自転車及び自転車をいう。

（遵守事項）

第４条　構内において車両を運転する者は、道路交通関係法令及び次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識、道路標示及び注意書に従うこと。

(2)　車両の走行速度は、時速20ｋｍ以下とすること。

(3)　朝倉団地入構の自動二輪車及び原動機付自転車は構内ではエンジンを停止すること。ただし、郵便等配達のため入構したものは除く。

(4)　行事又は緊急事態等の発生のため、本学が臨時に規制を行うときは、これに従うこと。

(5)　自動車については駐車場、二輪車については駐輪場に駐車すること。

（管理責任者）

第５条　団地ごとに、構内の交通安全及び交通規制に関する事務を掌る者（以下「管理責任者」という。）を置き、岡豊団地にあっては医学部長、物部団地にあっては農林海洋科学部長、その他の団地にあっては理事（財務・労務管理担当）をもって充てる。

（自動車による入構者）

第６条　自動車を運転して本学に入構できる者は、次に掲げる者とし、入構・駐車にあたっては、次条以下に規定するところにより、管理責任者の許可を受けるなどの手続をとらなければならない。

(1)　本学役員及び職員（本学に勤務する派遣職員を含む。）（以下「役職員」という。）

(2)　本学学生

(3)　本学に用務のために来訪する者

(4)　本学医学部附属病院の来院患者、付添人、見舞客等

(5)　その他管理責任者が許可した者

（通勤又は通学のための入構・駐車許可申請）

第７条　通勤又は通学のため、常態として自動車を運転して本学に入構・駐車をしようとする役職員又は学生は、入構・駐車許可証交付申請書を別表１に定める申請窓口に提出するものとする。

２　複数の団地に入構する者は、主として入構する団地の申請窓口に提出するものとする。

（許可証の交付）

第８条　前条の申請を受けた管理責任者は、入構・駐車許可証交付申請書及び附属書類を確認の上、申請した役職員又は学生が次の各号のいずれかに該当する場合は申請窓口を通じて入構・駐車許可証（以下「許可証」という。）を交付し、該当しない場合は許可しない旨申請窓口を通じて通知するものとする。

(1)　役職員のうち通勤距離が片道２ｋｍ以上で、自動車による通勤の届出をしている者

(2)　朝倉団地に通学する学生のうち住所と朝倉団地の距離が 16km を超える者

(3)　岡豊団地に通学する学生のうち通学距離が片道２ｋｍ以上の者

(4)　物部団地及び宇佐団地に通学する学生

(5)　前号までに規定するもののほか、役職員又は学生のうち、身体に障がいがあることその他の事情により、自動車以外の方法での通勤又は通学が困難と所属長又はアドバイザー教員が認める者

2　許可証は、当該年度の末日（申請期間の末日が当該年度内の別の日の場合はその日）までの間有効とし、許可証の更新を希望する者は、管理責任者が周知するところにより、申請窓口に入構・駐車許可証交付申請書を提出しなければならない。

3　許可証の交付を受けた者が自動車による通勤又は通学をしなくなったときは、直ちに、申請窓口に入構・駐車許可証返還届を提出するとともに、許可証を返還しなければならない。

4　許可証の交付を受けた者が自動車の更新又は許可証を紛失若しくは損傷したときは、申請窓口に入構・駐車許可証交付申請書を提出し、再交付を受けなければならない。

5　許可証は、外部より容易に確認することができる位置に表示しなければならない。

（駐車料金）

第９条　前条の規定により、許可証の交付を受けた者は、次表の駐車料金（次表右欄に規定する月額に許可された月数（月の途中において許可された場合は当該月を含む。）を乗じて得られた額）を指定する期日までに本学に払い込まなければならない。

区　　分		駐車料金	
		年額	月額
役職員	指定駐車場（役員等）	60,000 円	5,000 円
	常勤職員	36,000 円	3,000 円
	有期雇用職員	36,000 円	3,000 円
	非常勤職員（フルタイム）	36,000 円	3,000 円
	再雇用職員（フルタイム）	36,000 円	3,000 円
	常勤特任職員（フルタイム）	36,000 円	3,000 円
	無期雇用契約転換再雇用職員（フルタイム）	36,000 円	3,000 円
	非常勤職員（パートタイム）	18,000 円	1,500 円
	再雇用職員（短時間）	18,000 円	1,500 円
	非常勤特任職員	18,000 円	1,500 円
	定年前再雇用短時間勤務職員	18,000 円	1,500 円
	無期雇用契約転換再雇用職員（短時間）	18,000 円	1,500 円
	派遣職員	18,000 円	1,500 円
学　　生		12,000 円	1,000 円

2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、駐車料金を免除するものとする。

(1)　身体に障がいがあるため自動車で通学する必要があると認められた学生

(2)　高知大学授業料・寄宿料免除及び授業料徴収猶予規則第２条又は第６条の３の規定に基づき授業料の免除又は減免を許可された者

(3)　高知大学修学支援基金規則第５条に規定する事業の支援を受ける者

３　許可証を返還した者のうち、入構しないこととなった月分（月の途中において入構しなくなった場合は当該月を除く。）の駐車料金の返納を希望する者は、別表２に定める収納窓口に駐車料金返還請求書を提出するものとする。

（役職員及び学生以外の者のうち常態として入構することが必要な者の手続）

第10条　役職員及び学生以外の者のうち、次に掲げる者については、常態として自動車を運転して構内に入構することが教育研究診療又は管理運営上必要なため、許可証を交付することができる。

(1)　国立研究開発法人海洋研究開発機構（ＪＡＭＳＴＥＣ）職員

(2)　放送大学高知学習センター職員及び学生

(3)　高知大学生活協同組合職員その他構内団体の職員で管理責任者が認めた者

(4)　本学の取引業者で管理責任者が認めた者

(5)　その他教育研究診療等のため必要があると管理責任者が認めた者

２　前項に規定する者のうち、許可証の交付を受けようとする者は、入構・駐車許可証交付申請書を別表１に定める申請窓口に提出するものとする。

３　複数の団地に入構する者は、主として入構する団地の申請窓口に提出するものとする。

４　第２項の申請を受けた管理責任者は、入構・駐車許可証交付申請書及び附属書類を確認の上、入構・駐車を許可する場合は申請窓口を通じて許可証を交付し、許可しない場合は許可しない旨申請窓口を通じて通知するものとする。

５　許可証は、当該年度の末日（申請期間の末日が当該年度内の別の日の場合はその日）までの間有効とし、許可証の更新を希望する者は、管理責任者が周知するところにより、申請窓口に入構・駐車許可証交付申請書を提出しなければならない。

６　許可証の交付を受けた者が許可証の有効期間内に常態として自動車による入構をしなくなったときは、直ちに、申請窓口に入構・駐車許可証返還届を提出するとともに、許可証を返還しなければならない。

７　許可証の交付を受けた者が自動車の更新又は許可証を紛失若しくは損傷したときは、申請窓口に入構・駐車許可証交付申請書を提出し、再交付を受けなければならない。

８　許可証は、外部より容易に確認することができる位置に表示しなければならない。

９　許可証の交付を受けた者は、次表の駐車料金（次表右欄に規定する月額に許可された月数（月の途中において許可された場合は当該月を含む。）を乗じて得られた額）を指定する期日までに本学に払い込まなければならない。

区　　分		駐車料金	
		年額	月額
国立研究法人海洋研究開発機構（ＪＡＭＳＴＥＣ）職員	常勤職員	36,000 円	3,000 円
	非常勤職員（フルタイム）	36,000 円	3,000 円
	非常勤職員（パートタイム）	18,000 円	1,500 円
放送大学高知学習センター職員及び学生	常勤職員	36,000 円	3,000 円
	非常勤職員（フルタイム）	36,000 円	3,000 円
	非常勤職員（パートタイム）	18,000 円	1,500 円
	学生	12,000 円	1,000 円
高知大学生活協同組合職員その他構内団体の職員で管理責任者が認めた者		36,000 円	3,000 円
本学の取引業者で管理責任者が認めた者		36,000 円	3,000 円
教育研究診療等のため必要があると管理責任者が認めた者		36,000 円	3,000 円

10　前項の規定にかかわらず、放送大学高知学習センターの学生で、身体に障がいがあるため自動車で通学する必要があると放送大学高知学習センター所長が認めた学生については、駐車料金を免除するものとする。

11　許可証を返還した者のうち、入構しないこととなった月分（月の途中において入構しなくなった場合は当該月を除く。）の駐車料金の返納を希望する者は、別表２に定める収納窓口に駐車料金返還請求書を提出するものとする。

（一時的に入構しようとする者の手続等）

第 11 条　前条までに定めるもののほか、第６条に定める者で、自動車を運転して一時的に入構しようとする者は、カーゲートでの駐車券の発行により入構することができる。

２　前項の規定により入構した者は、出構時にカーゲートの自動料金精算機により駐車料金を支払わなければならない。

３　前項の駐車料金は、１回の入構につき、入構後直近の 24 時までの間の駐車時間に応じて、次表左欄に掲げる区分ごとに次表右欄に掲げる額とする。ただし、入構後 30 分までは、無料とする。また、24 時を超えて駐車する場合は、超える都度、それ以後の駐車時間について、次表左欄に掲げる区分ごとに次表右欄に掲げる額を追加する。

区　　分	駐車料金
60 分以内	200 円
60 分を超え 90 分以内	300 円
90 分を超え 120 分以内	400 円
120 分超	500 円

４　前項の規定にかかわらず、医学部附属病院の外来患者、付添人の駐車料金は、１回の入構につき、入構後直近の 24 時までの間は 100 円とする。ただし、入構後 30 分までは、無料とする。また、24 時を超えて駐車する場合は、超える都度、100 円を追加する。

５　第２項の規定にかかわらず次に掲げるものについては、駐車料金を免除する。

(1)　本学からの依頼を受けて来学する者

(2)　本学の業務遂行のため一時的に入構が必要な者

(3)　国等の行政機関からの公務による来学者

(4)　本学に寄附等を申し込むため入構が必要な者

(5)　救急用自動車、消防用自動車その他の緊急自動車

(6)　郵便物、新聞、宅配便その他配達のため入構が必要な貨物自動車

(7)　不燃物及び可燃物収集自動車

(8)　その他管理責任者が認めるもの

６　カーゲートを設置していない団地に一時的に入構しようとする者の取扱いについては、管理責任者が別に定める。

（違反に対する処置）

第 12 条　この規則の規定に違反した場合は、管理責任者は、次の各号に掲げる措置をとることができる。

(1)　違反事項及び指示事項を記載した警告書を違反車両等に貼付すること。

(2)　違反の態様の著しい者については、入構・駐車許可を取り消し、以後許可証を交付しないこと。

(3)　長期間にわたり正当な理由もなく放置された車両又は違反の態様が著しい車両であって、大学の環境保持又は交通に支障をきたしているものについては、相当の警告措置をした上、それを移動すること。

(4)　前号に該当する車両であって、その本来の機能を失っており、かつ、所有者が特定できないものについては、相当の警告をした上、それを廃棄すること。

（交通事故）

第 13 条　構内で交通事故が発生した場合は、事故の当事者及び目撃者は、直ちに適切な処置を講じるとともに別表３に定める通報窓口に通報しなければならない。通報窓口で通報を受けた者は、関係部局に通報し、必要な対応を行うものとする。

（各種様式）

第14条　この規則に規定する申請書、許可証等の様式は、別に定める。

（その他）

第15条　この規則に定めるもののほか、構内の交通に関し必要な事項は、別に定める。

附　則（平成29年２月20日規則第54号）

１　この規則は、平成29年４月１日から施行する。

２　国立大学法人高知大学朝倉団地交通規則及び高知大学物部団地交通規則は廃止する。

附　則（平成29年３月29日規則第103号）

この規則は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成29年７月26日規則第17号）

この規則は、平成29年10月１日から施行する。

附　則（平成30年２月19日規則第50号）

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成30年３月28日規則第86号）

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成30年７月25日規則第32号）

この規則は、平成30年10月１日から施行する。

附　則（平成31年３月27日規則第100号）

この規則は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和３年２月９日規則第30号）

この規則は、令和３年２月９日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則（令和３年４月６日規則第１号）

この規則は、令和３年４月６日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則（令和４年３月28日規則第101号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年４月７日規則第２号）

この規則は、令和５年４月７日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則（令和６年３月15日規則第61号）

この規則は、令和６年３月15日から施行する。

附　則（令和７年３月15日規則第81号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月 31 日規則第 128 号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

別表１（第７条、第 10 条関係）

区　　分		申請窓口
学生	朝倉団地	学務部学生支援課学生生活支援係
	岡豊団地	医学部・病院事務部学生課学生支援係
	物部団地	総務部物部総務課学務室学生支援係
	宇佐団地	研究国際部研究推進課（海洋生物研究教育施設）
学生以外の者	朝倉団地	財務部経理課総括係
	岡豊団地	医学部・病院事務部会計課総務係
	物部団地	総務部物部総務課総務係
	小津団地	総務部総務課附属学校事務室小津地区学校係
	宇佐団地	研究国際部研究推進課（海洋生物研究教育施設）

別表２（第９条、第 10 条関係）

団地名	収納窓口
朝倉団地	財務部経理課出納係
岡豊団地	医学部・病院事務部会計課総務係
物部団地	総務部物部総務課会計係

別表３（第 13 条関係）

団地名	通報窓口
朝倉団地	財務部財務課総務管理係
岡豊団地	医学部・病院事務部総務企画課総務・広報係
物部団地	総務部物部総務課会計係
小津団地	総務部総務課附属学校事務室小津地区学校係
宇佐団地	研究国際部研究推進課（海洋生物研究教育施設）

ただし、夜間・休日の場合は、岡豊団地は医学部附属病院当直室、その他の団地は朝倉守衛室に通報し、そこから緊急連絡網により関係部局へ通報するものとする。